

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称 〔 施設整備等の分類 / 財産の名称 / 構造等〕	処分制限 期間(年)	目標使用 年数(年)
建物 ※建物の目標使用年数は、(社)日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」によるものとする		
鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの		
事務所用または美術館用のもの及び下記以外のもの	50	※
住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用または体育館用のもの	47	※
飲食店用、貸席用、劇場用、学校用または体育館用のもの		
飲食店用または貸席用のもので延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	34	※
その他のもの	41	※
旅館用またはホテル用のもの		
延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	31	※
その他のもの	39	※
店舗用のもの	39	※
病院用のもの	39	※
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用またはと畜場用のもの	38	※
工場(作業場を含む)用または倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体または気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	24	※
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する個体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	21	※
その他のもの		
冷蔵庫事業の倉庫用のもの		
冷蔵倉庫用のもの	21	※
その他のもの	31	※
その他のもの	38	※
開発研究用のもの		
建物の全部または一部を低温室、恒温室、無響室、電磁遮へい質、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した内部造作	5	※

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
れんが造、石造またはブロック造のもの		
事務所用または美術館用のもの及び下記以外のもの	41	※
店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用または体育館用のもの	38	※
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用または舞台場用のもの	38	※
旅館用、ホテル用または病院用のもの	36	※
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用またはと畜場用のもの	34	※
公衆浴場用のもの	30	※
工場(作業場を含む)用または倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体または気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	22	※
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する個体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	28	※
その他のもの		
倉庫事業用のもの		
冷蔵倉庫用のもの	20	※
その他のもの	30	※
その他のもの	34	※
金属造のもの(骨格材の肉厚が4mmを超えるものに限る)		
事務所用または美術用のもの及び下記以外のもの	38	※
店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用または体育館用のもの	34	※
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用または舞台場用のもの	31	※
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用またはと畜場用のもの	31	※
旅館用、ホテル用または病院用のもの	29	※
公衆浴場用のもの	27	※
工場(作業場を含む)用または倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体または気体の影響を直接全面的に受け		

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称		処分制限	目標使用
	るもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	20	※
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する個体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	25	※
	その他のもの		
	倉庫事業の倉庫用のもの		
	冷蔵倉庫用のもの	19	※
	その他のもの	26	※
	その他のもの	31	※
金属造のもの(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のものに限る)			
	事務所用または美術用のもの及び下記以外のもの	30	※
	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用または体育館用のもの	34	※
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用または舞台場用のもの	31	※
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用またはと畜場用のもの	31	※
	旅館用、ホテル用または病院用のもの	29	※
	公衆浴場用のもの	27	※
	工場(作業場を含む)用または倉庫用のもの		
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体または気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	15	※
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する個体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	19	※
	その他のもの	24	※
金属像のもの(骨格材の肉厚が3mm以下のものに限る)			
	事務所用または美術用のもの及び下記以外のもの	22	※
	店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用または体育館用のもの	19	※
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用または舞台場用のもの	19	※
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋	19	※

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限 年	目標使用 年
内スケート場用、魚市場用またはと畜場用のもの		
旅館用、ホテル用または病院用のもの	17	※
公衆浴場用のもの	15	※
工場(作業場を含む)用または倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体または気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	12	※
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する個体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	14	※
その他のもの	17	※
木造または合成樹脂増のもの		
事務所用または美術用のもの及び下記以外のもの	24	※
店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用または体育館用のもの	22	※
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用または舞台場用のもの	20	※
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用またはと畜場用のもの	17	※
旅館用、ホテル用または病院用のもの	17	※
公衆浴場用のもの	12	※
工場(作業場を含む)用または倉庫用のもの		
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体または気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	9	※
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する個体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	11	※
その他のもの	15	※
木造モルタル造のもの		
事務所用または美術用のもの及び下記以外のもの	22	※
店舗用、住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用または体育館用のもの	20	※
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用または舞台場用のもの	19	※

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称		処分制限	目標使用
	変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ステージ用、屋内スケート場用、魚市場用またはと畜場用のもの	15	※
	旅館用、ホテル用または病院用のもの	15	※
	公衆浴場用のもの	11	※
	工場(作業場を含む)用または倉庫用のもの		
	塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体または気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの(倉庫事業の倉庫用のものを除く)及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	7	※
	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する個体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	10	※
その他のもの	14	※	
簡易建物			
	木製主要柱が10cm角以下のもので、土居葺、ルーフィング葺またはトタン葺のもの	10	※
	堀立造のもの及び仮設のもの	7	※
建物付属設備			
	電気設備(照明設備を含む)		
	蓄電池電源設備	6	※
	その他のもの	15	※
	給排水または衛生設備及びガス設備	15	※
	冷房、暖房、通風またはボイラー設備		
	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの)	13	※
	その他のもの	15	※
	昇降機設備		
	エレベーター	17	※
	エスカレーター	15	※
	消火、排煙または災害報知設備及び格納式避難	8	※
	エアーカーテンまたはドア自動開閉設備	12	※
	アーケードまたは日よけ設備		
	主として金属製のもの	15	※

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称		処分制限	目標使用
	その他のもの	8	※
	店用簡易装備	3	※
	可動間仕切り		
	簡易なもの	3	※
	その他のもの	15	※
	開発研究用物の		
	建物の全部または一部を低温室、恒温室、無響室、電磁遮へい質、放射性同位元素取扱室その他の特殊室にするために特に施設した建物付属設備	5	※
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの		
	主として金属製のもの	18	※
	その他のもの	10	※
構築物			
	鉄道業用または軌道業用のもの		
	線路設備		
	トンネル		
	鉄筋コンクリート造のもの	60	60
	停車場設備	32	48
	電路設備		
	鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	45	45
	その他のもの	19	38
	その他の鉄道用または軌道用のもの		
	軌条及びその付属品並びにまくら木	15	30
	その他のもの	30	45
	発電用または送配電用のもの		
	水力発電用のもの(貯水池、調整池及び水路に限る)	57	57
	汽力発電用のもの(岸壁、栈橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう)	41	41
	送電用のもの		
	地中電線路	25	37
	塔、柱、碍子、送電線、地線及び添加電話線	32	48

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称		処分制限	目標使用
	配電用のもの		
	鉄塔及び鉄柱	50	50
	鉄筋コンクリート柱	42	42
	木柱	15	30
	配電線	30	45
	引込線	20	30
	添加電話線	30	45
	地中電線路	25	37
	電気通信事業用のもの		
	通信ケーブル		
	光ファイバー製のもの	10	20
	その他のもの	13	26
	地中電線路	27	40
	その他の線路設備	21	31
	放送用または無線通信用のもの		
	鉄塔及び鉄柱		
	円筒空中線式のもの	30	45
	その他のもの	40	40
	鉄筋コンクリート柱	42	42
	木塔及び木柱	10	20
	アンテナ	10	20
接地線及び放送用配線	10	20	
広告用のもの			
コンクリート造または石造のもの	30	45	
金属造のもの	20	30	
その他のもの	10	20	
汚水処理用のもの			
槽、塔、水路、貯水池その他のもの			
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造または石造のもの	30	45	

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称		処分制限	目標使用
	れんが造のもの	20	30
	コンクリート造、金属造または土造のもの	15	30
	木造または合成樹脂造のもの	10	20
	ばい煙処理用のもの		
	槽、塔、水路及び貯水池		
	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造または石造のもの	30	45
	れんが造のもの	20	30
	コンクリート造または金属造のもの	15	30
	煙突(高さが70m以上のものに限る)		
	鉄筋コンクリート造のもの	30	45
	金属造のもの	10	20
	競技場用、運動場用、遊園地用または学校用のもの		
	スタンド		
	主として鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの	45	45
	主として鉄骨造のもの	30	45
主として木造のもの	10	20	
屋外照明設備	10	20	
ネット設備	15	30	
野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30	45	
水泳プール	30	45	
その他のもの			
児童用のもの			
すべり台、ブランコ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	10	20	
その他のもの	15	30	
その他のもの			
主として木造のもの	15	30	
その他のもの	30	45	
緑化施設及び庭園			

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称		処分制限	目標使用
	工場緑化施設	7	14
	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く)	20	30
舗装道路及び舗装路面			
	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷または石敷のもの	15	30
	アスファルト敷または木れんが敷のもの	10	20
	ビジュアルス敷のもの	3	6
農林業用のもの			
	主としてコンクリート造、れんが造、石造、またはブロック造のもの		
	果樹またはホップだな、斜降索道設備及び牧柵(電気牧柵含む)	17	34
	その他のもの	20	30
	主として金属造のもの		
	斜降索道設備	13	26
	その他のもの	15	30
	主として木造のもの	5	10
	土管を主としたもの	10	20
	その他のもの	8	16
開発研究用のもの			
	風洞、試験水槽及び防壁	5	10
	ガスまたは工業薬品貯槽、アンテナ、鉄塔及び特殊用途に使用するもの	7	14
前掲以外のもの			
	鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄筋コンクリート造のもの		
	トンネル	75	75
	橋	60	60
	岸壁、栈橋、防壁(爆発物用のものを除く)、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水槽及び用水用ダム	50	50
	サイロ	35	52
	下水道、煙突及び焼却炉	35	52
	高架道路、製塩用沈殿池、飼育場及び堀	30	45

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称		処分制限	目標使用	
	爆発物用防壁及び防油堤	25	37	
	造船台	24	36	
	放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	15	30	
	その他のもの	60	60	
	コンクリート造またはコンクリートブロック造のもの			
	やぐら及び用水池	40	40	
	サイロ	34	51	
	岸壁、栈橋、防壁(爆発物用のものを除く)、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水槽	30	45	
	下水道、飼育場及び堀	15	30	
	爆発物用防壁	13	26	
	引湯管	10	20	
	鉱業用廃石捨場	5	10	
	その他のもの	40	40	
	れんが造のもの			
	防壁(爆発物用のものを除く)、堤防、防波堤及びトンネル	50	50	
	煙突、煙道、焼却炉、堀及び爆発物用防壁			
	塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの	7	14	
	その他のもの	25	37	
	その他のもの	40	40	
	石造のもの			
	岸壁、栈橋、防壁(爆発物用のものを除く)、堤防、防波堤、上水道及び用水池	50	50	
	下水道、堀及び爆発物用防壁	35	52	
	その他のもの	50	50	
	土造のもの			
	防壁(爆発物用のものを除く)、堤防、防波堤及び自動車道	40	40	
上水道及び用水池	30	45		
下水道	15	30		
堀	20	30		

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称		処分制限	目標使用
	爆発物用防壁及び防油堤	17	34
	その他のもの	40	40
金属造のもの			
	橋(はね上げ橋を除く)	45	45
	はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25	37
	サイロ	22	33
送配管			
	鋳鉄製のもの	30	45
	鋼鉄製のもの	15	30
ガス貯槽			
	液化ガス用のもの	10	20
	その他のもの	20	30
薬品貯槽			
	塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸の他の発煙性を有する無機酸用のもの	8	16
	有機酸用または硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	10	20
	アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	15	30
水槽及び油槽			
	鋳鉄製のもの	25	37
	鋼鉄製のもの	15	30
飼育場			
	つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、塀、街路灯及びガードレール	10	20
	その他のもの	45	45
合成樹脂造のもの			
	その他のもの	10	20
木造のもの			
	橋、塔、やぐら及びドック	15	30
	岸壁、栈橋、防壁、防波堤、トンネル、水槽、引湯管及び塀	10	20
	飼育場	7	14
	その他のもの	15	30
前掲以外のもの			

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称		処分制限	目標使用
	主として木造のもの	15	30
	その他のもの	50	50
船舶			
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける鋼船			
	漁船		
	総トン数が500トン以上のもの	12	24
	総トン数が500トン未満のもの	9	18
	油そう船		
	総トン数が2000トン以上のもの	15	30
	総トン数が2000トン未満のもの	14	28
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける木船			
	漁船	6	12
	その他のもの	10	20
船舶法第4条から第19条までの適用を受ける水中翼船及びオーバークラフト		8	16
その他のもの			
	鋼船		
	発電船及びとう載漁船	8	16
	ひき船	10	20
	その他のもの	12	24
	木船		
	とう載漁船	4	8
	動力漁船及びひき船	6	12
	その他のもの	8	16
	その他のもの		
	モーターボート及びとう載漁船	4	8
	その他のもの	5	10
車両及び運搬具			
	特殊自動車		
	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5	10

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
モーターシーパ及び除雪車	4	8
タンク車、塵芥車、し尿車、寝台車、霊きゅう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊車体を架装したもの		
小型車(塵芥車及びし尿車にあっては積載量が2トン以下、その他のものにあっては総排気量が2リットル以下のものをいう)	3	6
その他のもの	4	8
前掲のもの以外のもの		
自動車(二輪または三輪自動車を除く)		
小型車(総排気量が0.6リットル以下のものをいう)	4	8
その他のもの		
貨物自動車		
ダンプ式のもの	4	8
その他のもの	5	10
その他のもの	6	12
二輪または三輪自動車	3	6
自転車	2	4
鉱山用人車、炭車、鉱車、及び台車		
金属製のもの	7	14
その他のもの	4	8
フォークリフト	4	8
トロッコ		
金属製のもの		
金属製のもの	5	10
その他のもの	3	10
その他のもの		
自力能力を有するもの	7	14
その他のもの	4	8
工具		
測定工具及び検査工具(電気または電子を利用するものを含む)	5	10
治具及び取付工具	3	6

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
ロール		
金属圧延用のもの	4	8
なつ染ロール、粉碎ロール、混錬ロールその他のもの	3	6
型(型枠を含む)、鍛圧工具及び打抜工具		
プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴムまたはガラス成型用金型及び鑄造用型	2	4
その他のもの	3	6
切削工具	2	4
金属製柱及びカッペ	3	6
開発研究用のもの	4	8
前掲のもの以外のもの		
白金ノズル	13	26
その他のもの	3	6
前掲の区分によらないもの		
その他の主として金属製のもの	8	16
その他のもの	4	8
器具及び備品		
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く)		
事務机、事務椅子及びキャビネット		
主として金属製のもの	15	30
その他のもの	8	16
応接セット		
接客業用のもの	5	10
その他のもの	8	16
ベッド	8	16
児童用机及び椅子	5	10
陳列棚及び陳列ケース		
冷凍機付きまたは冷蔵機付のもの	6	12
その他のもの	8	16
その他の家具		

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
接客業用のもの	5	10
その他のもの		
主として金属製のもの	15	30
その他のもの	8	16
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5	10
冷房用または暖房用機器	6	12
電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気またはガス機器	6	12
米冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く)	4	8
カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3	6
絨毯その他の床用敷物		
小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用または劇場用のもの	3	6
その他のもの	6	12
室内装飾品		
主として金属製のもの	15	30
その他のもの	8	16
事務機器及び通信機器		
謄写機器及びタイプライター		
孔版印刷または印書業用のもの	3	6
その他これらに類する	5	10
電子計算機		
パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)	4	8
その他のもの	5	10
複写機、計算機(電子計算機を除く)、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5	10
その他の事務機器	5	10
テレタイプライター及びファクシミリ	5	10
インターホン及び放送用設備	6	12
電話設備その他の通信機器		
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	12
その他のもの	10	20

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
時計、試験機器及び測定機器		
時計	10	20
度量衡器	5	10
試験または測定機器	5	10
光学機器及び写真制作機器		
オペラグラス	2	4
カメラ、映画撮影機、映写機器及び望遠鏡	5	10
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8	16
看板及び広告器具		
看板、ネオンサイン及び気球	3	6
マネキン人形及び模型	2	4
その他のもの		
主として金属製のもの	10	20
その他のもの	5	10
容器及び金庫		
ボンベ		
溶接製のもの	6	12
鍛造製のもの		
塩素用のもの	8	16
その他のもの	10	20
ドラム缶、コンテナその他の容器		
大型コンテナ(長さが6m以上のものに限る)	7	14
その他のもの		
金属製のもの	3	6
その他のもの	2	4
金庫		
手さげ金庫	5	10
その他のもの	20	30
理容または美容機器	5	10

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料 2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
医療機器		
消毒殺菌用機器	4	8
手術機器	5	10
血液透析または血しょう交換用機器	7	14
ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練	6	12
調剤機器	6	12
歯科診療用ユニット	7	14
光学検査機器		
ファイバースコープ	6	12
その他のもの	8	16
その他のもの		
レントゲンその他の電子装置を使用する機器		
移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析機	4	8
その他のもの	6	12
その他のもの		
陶磁器製またはガラス製のもの	3	6
主として金属製のもの	10	20
その他のもの	5	10
娯楽またはスポーツ器具及び興行または演劇用具		
碁、将棋、麻雀、その他の遊戯具	5	10
スポーツ具	3	6
劇場用観客椅子	3	6
緞帳及び幕	5	10
衣装、かつら、小道具及び大道具	2	4
その他のもの		
主として金属製のもの	10	20
その他のもの	5	10
機器及び装置		
食肉または食鳥処理加工設備	9	18

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備(集乳設備を含む)	9	18
水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備	8	16
漬物製造設備	7	14
トマト加工品製造設備	8	16
その他の果実または野菜処理加工設備	9	18
缶詰めまたは瓶詰製造設備	8	16
化学調味料製造設備	7	14
味噌または醤油だしの素類を含む)製造設備	9	18
食酢またはソース製造設備	8	16
その他の調味料製造設備	9	18
精穀設備	10	20
豆腐類、こんにやくまたは食ふ製造設備	8	16
その他の豆類処理加工設備	9	18
その他の農産物加工設備		
粗製でんぷん貯槽	25	37
その他の設備	12	24
砂糖製造設備	13	26
水あめ、ぶどう糖またはカラメル製造設備	10	20
パンまたは菓子類製造設備	9	18
荒茶製造設備	8	16
再生茶製造設備	10	20
清酒、みりんまたは果実酒製造設備	12	24
その他の酒類製造設備	10	20
酵母、酵素、種菌、麦芽または工事製造設備(医薬用のもを除く)	9	18
動植物油脂製造または精製設備(マーガリンまたはリンター製造設備を含む)	12	24
冷凍、製氷または冷蔵業用設備		
結氷かんおよび凍結さら	3	6
その他の設備	13	26
発酵飼料又は酵母飼料製造設備	9	18

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
その他の飼料製造設備	10	20
その他の食料品製造設備	16	32
生糸製造設備		
自動繰糸機	7	14
その他の設備	10	20
繭乾燥業用設備	13	26
紡績設備	10	20
合成繊維かさ高加工系製造設備	8	16
ねん糸業用または糸(前掲のものを除く)製造業用設備	11	22
織物設備	10	20
メリヤス生地、編み手袋または靴下製造設備	10	20
染色整理または仕上設備		
圧縮用電極版	3	6
その他の設備	7	14
整経またはサイジング業用設備	10	20
不織布製造設備	9	18
フェルトまたはフェルト製品製造設備	10	20
網、編みまたは紐製造設備	10	20
レース製造設備		
ラッセルレース機	12	24
その他の設備	14	28
塗装布製造設備	14	28
縫製品製造業用設備	7	14
可搬式造林、伐木または搬出設備		
動力伐採機	3	6
その他の設備	6	12
製材業用設備		
製材用自動送材装置	8	16
その他の設備	12	24

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
チップ製造業用設備	8	16
単板または合板製造設備	9	18
その他の木製品製造設備	10	20
木材防腐処理設備	13	26
パルプ製造設備	12	24
印刷設備	10	20
写真製版業用設備	7	14
石鹼製造設備	9	18
硬化油、脂肪酸またはグリセリン製造設備	9	18
合成洗剤または界面活性剤製造設備	7	14
その他の医薬品製造設備(製剤または小分包装設備を含む)	7	14
つや出し剤、研磨油剤または乳化油剤製造設備	11	22
その他のガラス製品製造設備(光学ガラス製造設備を含む)		
るつぼ路及びデータンク炉	3	6
溶解炉	13	26
その他の設備	9	18
陶磁器、粘土製品、耐火物、珪藻土製品、はい土またはうわ薬製造設備		
トンネル窯	7	14
その他の炉	8	16
その他の設備	12	24
製鉄設備	14	28
純鉄または合金鉄製造設備	10	20
製鋼設備	14	28
銅、鉛または亜鉛精錬設備	9	18
アルミニウム精錬設備	12	24
ねじ製造業用設備	10	20
その他のメッキまたはアルマイト加工設備	7	14
核燃料物質加工設備	11	22
金属加工機械製造設備	10	20

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備	10	20
その他の産業用機器または部分品もしくは付属品製造設備	13	26
プリント配線基板製造設備	6	12
自動車分解整備業用設備	13	26
前掲以外の機械器具、部分品または付属品製造設備	14	28
合成樹脂成型加工または合成樹脂製品加工業用設備	8	16
真空蒸着処理業用設備	8	16
水産物養殖設備		
竹製のもの	2	4
その他のもの	4	8
漁ろう用設備	7	14
ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備	5	10
その他の建設工業設備		
排砂管及び可搬式コンベヤ	3	6
ジーゼルパイルハンマー	4	8
アスファルトプラント及びバッチャープラント	6	12
その他の設備	7	14
測量業用設備		
カメラ	5	10
その他の設備	7	14
洗車業用設備	10	20
ガソリンスタンド設備	8	16
荷役または倉庫業用設備及び卸売または小売業の荷役または倉庫用設備		
移動式荷役設備	7	14
くん蒸設備	10	20
その他の設備	8	16
国際通信事業用設備		
デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6	12
アナログ交換設備	16	32

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
その他の設備	7	14
ラジオまたはテレビジョン放送設備	6	12
その他の通信設備(給電用指令設備を含む)	9	18
汽力発電設備	15	30
内燃またはガスタービン発電設備	15	30
蓄電池電源設備	6	12
ホテル、旅館または料理店業用設備及び給食用設備	9	18
公衆浴場設備		
かま、温水器及び温かん	3	6
その他の設備	8	16
故紙梱包設備	7	14
電光文字設備	10	20
映画制作設備(現像設備を除く)		
照明設備	3	6
撮影または録音設備	6	12
その他の設備	8	16
天然色写真現像焼付設備	6	12
その他の写真現像焼付設備	8	16
種苗花き園芸設備	10	20
汚水処理用機械及び装置	7	14
上水道または下水道業用設備	12	24
ばい煙処理用機械及び装置(金属製のもので、機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出筒を含む)	7	14
農林業用のも		
電動機	10	20
内燃機関、ボイラー及びポンプ	8	16
トラクター		
歩行型トラクター	5	10
その他のもの	8	16
耕うん整地用器具	5	10

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称	処分制限	目標使用
耕土造成改良用器具	5	10
栽培管理用器具	5	10
防除用機具	5	10
穀類収穫調製用機具		
自脱型コンバイン、刈取機(ウインドロウアーを除くものとし、バインダーを含む)、稲わら収集機(自走式のものを除く)及びわ	5	10
ら処理カッター		
その他のもの	8	16
飼料作物収穫調製用機具		
モア、ヘーコンディショナー(自走式のものを除く)、ヘーレーキ、ヘーテッター、ヘーテッターレーキ、フォレンジハーベスター(自走式のものを除く)、ヘープレス、ヘーローダー、ヘードライヤー(連続式のものを除く)、ヘーエレベーター、フォレンジブロアー、サイレンジディストリビューター、サイレンジアンローダー及び飼料細断機	5	10
その他のもの	8	16
果樹、野菜または花き収穫調製用機具		
野菜洗浄機、清掃及び掘取機	5	10
その他のもの	8	16
その他の農作物収穫調製用機具		
い苗分割機、い草刈取機、い草選別機、い割機、粒選機、収穫機、掘取機つる切機及び茶摘機	5	10
その他のもの	8	16
農産物処理加工用機具(精米または精麦機を除く)		
花筵織機及び畳表織機	5	10
その他のもの	8	16
農産物処理加工用機具(精米または精麦機を除く)		
自動給じ機、自動給水機、搾乳機、牛乳冷却器、ふ卵機、保温機、畜衡器、牛乳成分検定用器具、人工授精用器具、育成機、育すう機、電牧機、カウトレーナー、マット、畜舎清掃機、糞尿散布機、糞尿乾燥機及びふん焼却機	5	10
その他のもの	8	16
養蚕用機具		

財産処分制限期間【文部科学省所管補助金等交付規則】及び目標使用年数 一覧表

資料2-2

処分制限財産の名称		処分制限	目標使用
	条桑刈取機、簡易保温用暖房機、天幕及び回転まぶし	5	10
	その他のもの	8	16
	運搬用器具	4	8
	造林または伐採用機具		
	自動穴掘機、自動伐木機及び動力刈払機	3	6
	その他のもの	6	12
	その他のもの		
	きのこ栽培用ほだ木		
	生しいたけ栽培用のもの	2	4
	その他のもの	4	8
	乾燥用バーナー	5	10
	その他のもの		
	主として金属製のもの	10	20
	その他のもの	5	10
	開発研究用のもの		
	汎用ポンプ、汎用モーター、汎用金属工作機械、汎用金属加工機械その他これらに類するもの	7	14
	その他のもの	4	8
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの			
主として金属製のもの	17	34	